

京都市主催

無料

『再建築不可』って  
聞いているけど  
建て替えできるのかな？

『家じまい』ってどうすれば...

「お持ちのすまい」のこと。  
「家じまい・活用・相続」  
を考えるなら今！

## 東山区役所で すまいの相談会

令和5年12月16日(土) 9時00分～13時00分  
申込期間:令和5年11月20日(月)～12月15日(金) 定員:10組程度(1組45分程度)

### 【対象】

- ・「再建築不可」と言われている物件をお持ちの方
- ・住んでいない住宅をお持ちの方
- ・不動産を相続した方  
相続の予定がある方
- ・住み替えを検討している方 等

<場 所> 東山区総合庁舎 1階 展示ホール

<相 談 員> (一社)京都府不動産コンサルティング協会  
(独)住宅金融支援機構 近畿支店 職員

<申込み・問合せ>

京安心すまいセンター tel:075-744-1670

9時30分～17時00分 ※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

同時開催

申込不要

「路地暮らしパネル展」 12月11日(月)～12月16日(土)

「すまい一般相談コーナー」 12月16日(土) 9時00分～13時00分

場 所 東山区総合庁舎 1階 展示ホール

●空き家対策を強化する法律が6月14日  
から6ヶ月以内に施行されます！

●空き家・別荘などの非居住住宅への  
新税が令和8年以降からはじまります！

## ご相談内容の例

- ◆ 「家じまい」ってどう準備するの？
- ◆ うちの家、**路地で建替えてできない**って聞いてるけど、何かできない？
- ◆ 『**再建築不可**』の家は、どうすればいいの？
- ◆ 相続した実家の活用や管理に悩んでいるんだけど（荷物しか置いていない）
- ◆ 高齢になったので、住み替えも考えてみようかな。
- ◆ リフォームに使える住宅ローンが知りたい。
- ◆ 高齢の私が借りられる住宅ローンはあるの？
- ◆ その他、様々な「すまい」のこと、御相談ください。

## 申込方法

お電話、FAX又はホームページにてお申込みください。

- 申込期間：**令和5年11月20日(月)～12月15日(金)**
- 申込事項：申込者名、電話番号、住所、参加人数、相談概要

相談内容によっては、御利用いただけない場合があります(現在係争中の相談、トラブルの仲介、苦情処理など)。御了承願います。

## お申込・お問合せ先

### 京(みやこ)安心すまいセンター

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館 京都 地下1階

Tel **075-744-1670**

Fax **075-744-1637**

(午前9時30分～午後5時00分)

※水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

すまいに関する  
お困りごとは  
センターまで  
御相談ください。

## 会場

### 東山区総合庁舎 1階 展示ホール

〒605-8511京都市東山区清水五丁目130番地の6

【アクセス】

京阪「清水五条」駅下車 徒歩10分

地下鉄東西線「東山」駅下車

→市バス202・206系統乗換

市バス80・202・206・207系統「清水道」下車 南へ

徒歩すぐ

皆さまの御参加、  
お待ちしております。  
相談会のお申込みは  
下記二次元コード  
からお願いします。



すまいに関する総合情報サイト  
京(みやこ)すまいの情報ひろば  
miyakoanshinsumai.com

京すまいの情報ひろば

検索

相談会申込フォーム

- 本相談会以外でも、12月5日(火)午後に東山区役所において「不動産(空き家)活用相談窓口」を開催しますので御利用ください。 詳細はこちら→



- すまいの相談について、地域に根差した安心できる事業者である安(あん)すまパートナーも御活用ください。

詳細はこちら→



FAX 075-744-1637 (切らずにこのまま送ってください)

申込者名		電話番号	
住 所		参加人数(2名まで)	
〒 -			
		名	
相談概要			

※御記入いただいた個人情報は、京安心すまいセンターからの連絡・事業等の御案内のみに使用し他の用途には使用いたしません。